

2022年 1月 14日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平田 英友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会長 朝倉 健次



賃金引上げに関する要求書（8）

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による2021年12月22日付「『賃金引上げに関する要求書（7）』につきまして」と題する書面を頂きました。下記のとおり、本件についての速やかな団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 当労組が繰り返し忠告しているのにも拘わらず、上記書面は相も変わらず、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いております。本件「賃金引上げ」に関してその権限と責任がある筈もなくまた、当労組がその存在を認めてもない「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名でのご回答は、今後一切為さらないよう、貴社代表者による、会社としての誠実なご回答を重ね重ね強く求めます。
- 2 「業務Gr. 伊東雅弘」氏名の上記書面では、「貴組合もお認めのとおり、業務Gr. 部長は、当社において貴組合からの書面に回答する権限を有するとしております。貴組合からの書面への対応については、当社令和3年9月14日「本年 9月13日付『次回団体交渉開催について（19）』につきまして」で説明済みです。」と述べておられます。同氏は、当労組の上記書面のどこに、当労組がオハラ樹脂工

業株式会社の代表者に代わる権限を「業務G r. 」や、伊東「部長」に委譲されていることを「認めた」事実が記載されていると解されるのでしょうか。それとも同部長や貴社代表者は、当労組の書面を理解できないとでも仰りたいのでしょうか。当労組は一貫して「業務G r. 」の職務が何であるのか、なぜ、「業務G r. 」なる部署が必要であるのかについての説明や協議が為されていないことを指摘し、この件で団体交渉開催を、繰り返し求めているところです。まさか、その趣旨さえもご理解いただけないとのご主張を為さるとでも仰るのでしょうか？。何れに致しましても、上記無意味な議論は今回限りにされるよう求めます。

3 「業務G r. 伊東雅弘」氏名の表記書面は、「本書面による団体交渉については、当社本年12月13日付「『賃金引上げに関する要求書（6）』につきまして」記載のとおりです。」と述べておられます。重ねて当労組書面を熟読され、要求項目それぞれに対して、誠実且つ、具体的に尾原社長によるご回答を求めます。

4 貴社就業規則に定められている「賃金引上げ」について、当労組が当労組2020年3月20日付「賃金引上げについて」と題する書面で賃金引上げを求めて以来、貴社ご回答は凡そ誠意に欠ける非常識な繰り返しに終始されています。それは、①只漠然と「会社は厳しい経営環境」と述べ（貴社令和2年4月27日付「回答書」）、②「変更はありません」（貴社令和2年6月5日付「6月2日団体交渉でのご要請について（昇給）」）、③当労組要求に対する回答拒否宣言するかの如く「同様のお問合せをいただいた場合、当社が必要と判断した場合を除き、この件に関し、文書での回答はいたしません」（貴社令和2年8月17日付「賃金引上げに関する再要求書について」）、④「賃金引上げの予定はありません」（貴社令和3年11月16日付「賃金引上げに関する要求書（5）」）、⑤「11月16日付書面のとおりです」（「業務G r. 伊東雅弘」氏名の令和3年12月13日付「『賃金引上げに関する要求書（6）』につきまして」）などあります。そして現実には、賃金引上げは未だ実施されておらず、「就業規則違反」を続けておられます。

その一方で、就業規則に定めのない「改善指導票」や、従業員を犯罪者のように思わせる「供述書」なる書面作成に血眼になり、懲戒本来の目的である貴社懲戒条項「【第1条】本節の目的は、従業員が就業規則を遵守し、且つ公の秩序と善良な風俗に反することなく社業を誠実に遂行していただき、万一服務規律を破り禁止事項に反した従業員には本節の不利益処分を科する事を定めてこれを十分に認識していただき、失態の無い様に注意していただくためです。」との「目的」すら忘れた

かのように「公序良俗」に反して恥じないのは、尾原社長や「業務G r . 部長伊東雅弘」氏らであることを指摘しなければなりません。

5 代表取締役尾原慶則氏におかれましては、上記の通りこれまでの貴社就業規則の運用を猛省していただき、当労組2021年7月5日付「賃金引上げに関する要求書(4)」で求めた「2 賃金引上げは、2017年以降実施されていない為、既に要求している通り4年分を一括で、70,000円(17,500円×4年分)を要求します。」についてのご回答を、本年1月21日(金)17時30分までに当労組分会宛為されるよう求めると共に、本件に於ける速やかな団体交渉開催を、以下日程にて開催されるよう再度強く求めます。

(1) 開催希望日

第一希望日：2022年2月1日(火)

第二希望日：2022年2月2日(水)

第三希望日：2022年2月3日(木)

開催場所：オハラ樹脂工業 本社3階食堂

開始時間：18時30分より

参加人数：出席希望する当労組組合員

(2) 議題

賃金引上げについて

尚、貴社が合理的理由を示せない場合には、上記開催条件にて開催されるよう強く求めます。

以上